

○建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十九条及び第九十五条の規定に基づき、木材の基準強度を次のように定める。

平成十二年 月 日

建設大臣 中山 正暉

木材等の基準強度を定める件

第一 針葉樹の構造用製材の曲げ、圧縮、引張、せん断の各基準強度は、針葉樹製材の日本農林規格（平成三年農林水産省告示第四百四十三号）の次の表の樹種、区分及び等級に応じて当該各下欄に定める数値によらなければならない。ただし、たる木、根太その他荷重を分散して負担する目的で並列して設けた部材の曲げに対する基準強度について、当該部材群に構造用合板又はこれと同等以上の面材をはる場合にあつては一・二五、その他の場合にあつては一・一五を乗じた数値とすることができる。

樹種						区分									等級			基準強度（単位：一平方ミリメートルにつきニュートン）									
からまつ						べいまつ						あかまつ															
乙種構造材			甲種構造材			乙種構造材			甲種構造材			乙種構造材			甲種構造材												
三級	二級	一級	三級	二級	一級	三級	二級	一級	三級	二級	一級	三級	二級	一級	三級	二級	一級	圧縮			引張り			曲げ			せん断
一八・六	二〇・四	二三・四	一八・六	二〇・四	二三・四	一三・八	一八・〇	二七・〇	一三・八	一八・〇	二七・〇	一一・四	一六・八	二七・〇	一一・四	一六・八	二七・〇										
一〇・八	一二・六	一四・四	一三・八	一五・六	一八・〇	八・四	一〇・八	一六・二	一〇・八	一三・八	二〇・四	七・二	一〇・二	一六・二	九・〇	一二・六	二〇・四										
一七・四	二〇・四	二三・四	二三・四	二五・八	二九・四	一三・八	一八・〇	二七・〇	一七・四	二二・八	三四・二	一一・四	一六・八	二六・四	一四・四	二〇・四	三三・六										
二・一						二・四						二・四															

べいつが		ひのき					ひば					ダフリカ からまつ				
乙種構造材		甲種構造材					乙種構造材					乙種構造材				
二級	一級	三級	二級	一級	三級	二級	一級	三級	二級	一級	三級	二級	一級	三級	二級	一級
二・〇	二・〇	一七・四	二一・〇	二一・〇	二三・四	二七・〇	三〇・六	二三・四	二七・六	二八・二	二三・四	二七・六	二八・二	二三・二	二五・二	二八・八
一二・六	一二・六	一三・二	一五・六	一五・六	一三・八	一六・二	一八・六	二〇・四	二二・八	一六・八	一六・八	一八・〇	二一・〇	一一・二	一五・〇	一六・八
二一・〇	二一・〇	二一・六	二六・四	二六・四	二三・四	二七・〇	三〇・六	二八・八	三四・二	三八・四	二一・四	二七・六	二八・二	二九・四	二五・二	二七・六
二・一					二・一					二・一					二・一	

えぞまつ及 びとどまつ	甲種構造材	乙種構造材	すぎ			一・八
			三級	二級	一級	
三級	一七・四	一〇・二	一七・四	一〇・八	一八・〇	一・八
一級	二七・〇	二〇・四	二七・〇	一七・四	二〇・四	
二級	二三・八	一七・四	二三・八	一七・四	二〇・四	
三級	一三・八	一〇・八	一三・八	一〇・八	一八・〇	一・八
一級	二七・〇	一六・二	二七・〇	一六・二	二七・〇	
二級	二三・八	一三・八	二三・八	一三・八	二二・八	
三級	一三・八	五・四	一三・八	五・四	九・〇	一・八
一級	二一・六	一六・二	二一・六	一六・二	二七・〇	
二級	二〇・四	一五・六	二〇・四	一五・六	二五・八	
三級	一八・〇	一三・八	一八・〇	一三・八	一二・二	一・八
一級	二一・六	一三・二	二一・六	一三・二	一一・六	
二級	二〇・四	一二・六	二〇・四	一二・六	二〇・四	
三級	一八・〇	一〇・八	一八・〇	一〇・八	一八・〇	一・八
一級	二一・六	一三・二	二一・六	一三・二	一一・六	
二級	二〇・四	一二・六	二〇・四	一二・六	二〇・四	

第二 針葉樹製材の日本農林規格（平成三年農林水産省告示第一四三号）に適合する機械等級区分による針葉樹の構造用製材の曲げ、圧縮、引張、せん断の各基準強度は、次の表の数値によらなければならない。

ただし、たる木、根太その他荷重を分散して負担する目的で並列して設けた部材にあつては、曲げに対する基準強度に一・一五を乗じた数値とすることができる。

表二

樹種	等級	基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)			せん断
		圧縮	引張り	曲げ	
あかまつ、べいまつ、ダフリ 力からまつ、べいつが、えぞ まつ及びとどまつ	E七〇	九・六	七・二	一一・〇	一・八
	E九〇	一六・八	一二・六	二一・〇	
	E一一〇	二四・六	一八・六	三〇・六	
	E一三〇	三一・八	二四・〇	三九・六	
	E一五〇	三九・〇	二九・四	四八・六	
からまつ、ひのき及びひば	E五〇	一一・四	八・四	一三・八	二・一
	E七〇	一八・〇	一三・二	二二・二	
	E九〇	二四・六	一八・六	三〇・六	
	E一一〇	三一・二	二三・四	三八・四	
	E一三〇	三七・八	二八・二	四六・八	
すぎ	E一五〇	四四・四	三三・〇	五五・二	一・八
	E五〇	一九・二	一四・四	二四・〇	
	E七〇	二一・六	一六・二	二六・四	
	E九〇	二八・二	二一・〇	三四・八	
	E一一〇	三二・四	二四・六	四〇・八	
	E一三〇	三七・二	二七・六	四六・二	
	E一五〇	四一・四	三一・二	五一・六	

第三 枠組壁工法構造用製材は、日本農林規格（昭和四十九年農林水産省告示第六百号）に適合する枠組壁工法構造用製材のうち、寸法形式が一。四、二。三、二。四又は四。四の構造用製材の曲げ、圧縮、引張、せん断の各基準強度は、表三の数値によらなければならない。この場合において、当該寸法形式以外の寸法形式の構造用製材については表四に掲げる数値を表三の数値に乗じた数値とする。

表三

S										樹種グループ			
H e m				D - F i r - L						樹種			
甲種				乙種			甲種			区分			
三級 二級 一級 特級				ユーティリティ スタンダード コンストラクション			三級 二級 一級 特級			等級			
七・二				一一・四			一一・四			二五・八		基準強度（一平方ミリメートルにつきニュートン）	
三・六				六・六			八・四			二四・〇			せん断
八・四				九・六			一二・六			三六・〇			
二・一				二・四			二・四			二・四			

S															
W					S P F 又は S p r u c e - P C i n e - F i r					H E m - F i r					
乙種		甲種			乙種		甲種			乙種		甲種			乙種
スタンダード	コンストラクション	三級	二級	一級	特級	ユーティリティ	スタンダード	コンストラクション	三級	二級	一級	特級	ユーティリティ	スタンダード	コンストラクション
九・〇	一一・四	六・〇	一〇・二	一二・六	一五・〇	一〇・二	一五・六	一八・六	一〇・二	一七・四	一八・〇	二〇・四	一〇・八	一六・八	一九・八
四・二	七・二	六・〇	一〇・二	一一・二	一四・四	二・四	四・八	八・四	六・六	一一・四	一二・〇	一六・八	二・四	五・四	九・六
六・六	一二・〇	九・六	一六・二	一六・八	二三・四	四・二	九・〇	一六・二	一一・六	二一・六	二二・二	三〇・〇	四・二	九・〇	一五・六
一・八					一・八					二・一					

			ユーティリティ	六・〇	一・八	三・六
--	--	--	---------	-----	-----	-----

表四

寸法形式	応力の種類			
	圧縮			
	引張り			
	曲げ			
	せん断			
一〇六 二〇六 四〇六	〇・九六	〇・八四	〇・八四	一・〇〇
二〇八 四〇八	〇・九三	〇・七五	〇・七五	
二二〇	〇・九一	〇・六八	〇・六八	
二二二	〇・八九	〇・六三	〇・六三	

第四 枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（平成三年農林水産省告示第七百一号）に適合する枠組壁工法構造用たて継ぎ材のうち、寸法形式が一。四又は二。四のたて継ぎ材の曲げ、圧縮、引張、せん断の各基準強度は、表五の数値によらなければならない。この場合において、当該寸法形式以外の寸法形式のたて継ぎ材については表六に掲げる数値を表五の数値に乗じた数値とする。

表五

樹種グループ	樹種	区分	等級	基準強度（一平方ミリメートルにつきニュートン）			
				圧縮	引張り	曲げ	せん断

S							S																
H e m							Hem - T a m							D - F i r - L									
乙種			甲種				たて 枠用たて継ぎ材	乙種			甲種				たて 枠用たて継ぎ材	乙種			甲種				
ユー ティリ ティ	スタン ダード	コンス トラク ション	三級	二級	一級	特級		ユー ティリ ティ	スタン ダード	コンス トラク ション	三級	二級	一級	特級		ユー ティリ ティ	スタン ダード	コンス トラク ション	三級	二級	一級	特級	
一〇・八	一六・八	一九・八	一〇・八	一八・六	二〇・四	二四・〇	一一・四	七・二	一一・四	一四・四	七・二	一二・六	一五・〇	一八・〇	一七・四	一一・四	一七・四	二一・六	一一・四	一九・二	二二・二	二五・八	
二・四	五・四	九・六	七・二	一二・六	一五・〇	二二・二	三・〇	一・二	三・〇	四・八	三・六	六・六	八・四	一三・八	六・六	三・〇	六・六	一一・四	八・四	一五・〇	一六・二	二四・〇	
四・二	九・〇	一五・六	一二・〇	二〇・四	二三・四	三四・二	五・四	三・〇	五・四	一〇・二	八・四	一三・八	一八・〇	二九・四	九・六	四・二	九・六	一六・二	一二・六	二一・六	二四・六	三六・〇	
二・一							二・一							二・四									

表六

六

寸 法 形 式	応力の種類	圧縮	引張り	曲げ	せん断
二〇六 四〇六		〇・九六	〇・八四	〇・八四	一・〇〇
二〇八 四〇八		〇・九三	〇・七五	〇・七五	

W C e d a r						S P F 又は S p r u c e - P i n e - F i r										
たて 枠用 たて 継ぎ材	乙種			甲種			たて 枠用 たて 継ぎ材	乙種			甲種			たて 枠用 たて 継ぎ材		
	ユー テイ リ ティ	スタン ダード	コン スト ラク シ ョン	三級	二級	一級 特級		ユー テイ リ ティ	スタン ダード	コン スト ラク シ ョン	三級	二級	一級 特級			
	九・〇	六・〇	九・〇	一・一・四	六・〇	一・〇・二		一・五・六	一・五・六	一・五・六	一・八・六	一・〇・二	一・七・四	一・八・〇	二・〇・四	一・六・八
	四・二	一・八	四・二	七・二	六・〇	一・〇・二		四・八	二・四	四・八	八・四	六・六	一・一・四	一・二・〇	一・六・八	五・四
	六・六	三・六	六・六	一・二・〇	九・六	一・六・二		九・〇	四・二	九・〇	一・六・二	一・二・六	二・一・六	二・二・二	三・〇・〇	九・〇
一・八						一・八										

二二〇	〇・九一	〇・六八	〇・六八
二二二	〇・八九	〇・六三	〇・六三

第五 機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（平成三年農林水産省告示第七百二号）に適合する機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法構造用製材の曲げ、圧縮、引張、せん断の各基準強度は、次の表の数値によらなければならない。

表七

曲げ応力等級	基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）			せん断
	圧縮	引張り	曲げ	
九〇・〇 f —・〇 E	九・六	五・四	一三・二	
九〇・〇 f —・二 E				
一二〇・〇 f —・二 E	一二・六	九・〇	一七・四	
一二〇・〇 f —・五 E				
一三五・〇 f —・三 E	一三・八	一一・四	一九・八	
一三五・〇 f —・八 E				
一四五・〇 f —・三 E	一五・〇	一二・〇	二二・〇	

樹種群に応じ、枠組壁工法構造用製材の基準強度によ

一五〇。〇f└┐一・三E		一五・六	一三・二	二二・二
一五〇。〇f└┐一・四E				
一六五〇。f└┐一・三E				
一六五〇。f└┐一・四E		一六・八	一五・〇	二四・〇
一六五〇。f└┐一・五E				
一八〇。〇f└┐一・六E		一八・六	一七・四	二六・四
一八〇。〇f└┐一・七E				
一九五〇。f└┐一・五E		一九・八	二〇・四	二八・八
一九五〇。f└┐一・七E				
二一〇。〇f└┐一・八E		二一・六	二三・四	三〇・六
二二五〇。f└┐一・六E		二二・八	二五・八	三三・〇
二二五〇。f└┐一・九E				
二四〇。〇f└┐一・七E		二四・六	二八・二	三四・八
二四〇。〇f└┐一・〇E				
二五五〇。f└┐一・一E		二六・四	三〇・〇	三七・二
二七〇。〇f└┐一・二E		二七・六	三一・二	三九・六
二八五〇。f└┐一・三E		二九・四	三三・六	四一・四
三〇〇。〇f└┐一・四E		三〇・六	三四・八	四三・八
三一五〇。f└┐一・五E		三二・四	三六・六	四五・六
三三〇。〇f└┐一・六E		三三・六	三八・四	四八・〇

一五〇。〇f└┐一・三E		一五・六	一三・二	二二・二
一五〇。〇f└┐一・四E				
一六五〇。f└┐一・三E				
一六五〇。f└┐一・四E		一六・八	一五・〇	二四・〇
一六五〇。f└┐一・五E				
一八〇。〇f└┐一・六E		一八・六	一七・四	二六・四
一八〇。〇f└┐一・七E				
一九五〇。f└┐一・五E		一九・八	二〇・四	二八・八
一九五〇。f└┐一・七E				
二一〇。〇f└┐一・八E		二一・六	二三・四	三〇・六
二二五〇。f└┐一・六E		二二・八	二五・八	三三・〇
二二五〇。f└┐一・九E				
二四〇。〇f└┐一・七E		二四・六	二八・二	三四・八
二四〇。〇f└┐一・〇E				
二五五〇。f└┐一・一E		二六・四	三〇・〇	三七・二
二七〇。〇f└┐一・二E		二七・六	三一・二	三九・六
二八五〇。f└┐一・三E		二九・四	三三・六	四一・四
三〇〇。〇f└┐一・四E		三〇・六	三四・八	四三・八
三一五〇。f└┐一・五E		三二・四	三六・六	四五・六
三三〇。〇f└┐一・六E		三三・六	三八・四	四八・〇

樹種	基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）			
	圧縮	引張り	曲げ	せん断
あかまつ、くろまつ及びべいまつ	二二・二	一七・七	二八・二	二・四
からまつ、ひば、ひのき及びべいひ	二〇・七	一六・二	二六・七	二・一
つが及びべいつが	一九・二	一四・七	二五・二	二・一
もみ、えぞまつ、とどまつ、べにまつ、すぎ、べいすぎ及びスプルス	一七・七	一三・五	二三・二	一・八
かし	二七・〇	二四・〇	三八・四	四・二
くり、なら、ぶな、けやき	二一・〇	一八・〇	二九・四	三・〇

第七 第一から第六に定めるものの他、建設大臣が指定した樹種にあつては、当該木材の樹種に応じ建設大

臣が指定した曲げ、圧縮、引張、せん断の各基準強度とすることができる。